平成３０年（フ）第４０号
愛知県稲沢市平和町東城前浪12番地１
債務者　宮崎みどり
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第９２４号
大阪府守口市金田町１丁目１番３―203号
債務者　田中　康彦
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９６５号
大阪府豊中市小曽根２丁目６番10号　102号、前住所大阪府吹田市豊津町39番９号　(204)
債務者　西谷　浩三
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０６２号
大阪府東大阪市島之内１丁目６番１―404号
債務者　石橋　裕子
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１０４号
大阪市生野区巽南５丁目17番６―603号
債務者　中村　政弘
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１５３号
大阪市淀川区十三本町２丁目８番21―502号
債務者　吉田キヨ子
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８７１号
東京都杉並区成田西４丁目14―２―２
債務者　赤荻幸二郎
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９１３号
東京都足立区江北１丁目10―３―302
債務者　森野　隆宏
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９１５号
東京都板橋区新河岸２丁目10―11―410
債務者　鈴木　隆夫
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９２１号
東京都江戸川区平井６丁目37―10―401
債務者　鈴木　　茂
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９７８号
東京都狛江市元和泉１丁目11―６―102
債務者　勝山孝子こと　勝山　　孝
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９８０号
神奈川県川崎市多摩区宿河原１丁目28―30
債務者　齊藤　　勉
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９８１号
東京都江戸川区南葛西５丁目１―２―311
債務者　徳永　尚明
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９８５号
東京都足立区加賀１丁目７―５―102
債務者　新舩日佐夫
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９９０号
東京都豊島区池袋本町４丁目48―24　グランシャリオ・渡邊　205
債務者　齋藤　千草
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９９５号
東京都中野区中央１丁目４―９
債務者　日浦　裕一
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部